

にほん せいかつ はじ よてい みなさま
—日本で生活を始めることを予定している皆様へ—

せいかつ
(生活ガイド)

だい ばん
第2版
ねん がつかいてい
(2012年8月改定)

にほん せいかつ はじ よてい みなさま
一日本で生活を始めることを予定している皆様へー
だい ばん ねん がつかいてい
(第2版／2012年8月改訂)
【目 次】

ざいりゅうがいこくじん けんり きむ ◎在留外国人の権利と義務	page 5
------------------------------------	--------

ざいりゅうし かく ◎在留資格	page 5
--------------------	--------

- ざいりゅうし かく かくにん
1. 在留資格の確認
- ざいりゅう
2. 在留カード

きんきゅう ぼうまい ◎緊急・防災	page 6
----------------------	--------

- きんきゅう じ
1. 緊急時
- しぜんさいがいじ
2. 自然災害時
 - じしん
(1) 地震
 - たいふう
(2) 台風

じゅうきょ ◎住居	page 7
--------------	--------

- じゅうたく か ことば
1. 住宅を借りるときの言葉
 - ふどうさん や
(1) 不動産屋
 - や ちん
(2) 家賃
 - かんり ひ きょうえき ひ
(3) 管理費・共益費
 - しきん
(4) 敷金
 - れいきん
(5) 礼金
 - ちゅうかい て すうりょう
(6) 仲介手数料
 - そんがい ほ けんりょう
(7) 損害保険料
 - こうしんりょう
(8) 更新料
 - れんたい ぼしょうにん ぼしょうがいしゃ ぼしょうせいど
(9) 連帯保証人(保証会社, 保証制度)
- みんかん ちんたいじゅうたく
2. 民間の賃貸住宅
 - きが かた
(1) 探し方
 - か かた
(2) 借り方
 - か ちゅうい てん
(3) 借りるときの注意点
 - ふうろ
(イ) 風呂
 - かいぞう もようが
(ロ) 改造や模様替え
 - か
(4) 借りるときのアドバイス
- こうてまじゅうたく
3. 公的住宅
- でん き すいどう もうし こ
4. 電気・ガス・水道の申込み
- じゅうみんとうろく
5. 住民登録
- ひ こ
6. 引っ越し
 - ちんたいけいやく かいやくつう ち
(1) 賃貸契約の解約通知
 - ひ こ まえ て つづき
(2) 引っ越し前の手続
 - ひ こ あと ひつよう かくしゅとど で
(3) 引っ越した後に必要な各種届け出など

◎医療・保険・年金

page 10

1. 医療

(1) 医療機関を探す

(2) 診察を受けるには

2. 保険

(1) 保険対象外の治療

(2) 公的医療保険

(イ) 健康保険

(ロ) 国民健康保険

3. 年金

(1) 国民年金への加入

(イ) 加入手続

(ロ) 保険料の支払い

(2) 厚生年金保険への加入

(イ) 加入対象者

(ロ) 加入手続

(ハ) 保険料の支払い

◎教育

page 14

◎雇用

page 14

◎労働契約

page 14

1. 労働契約とは

2. 使用者が書面で通知しなければならない労働条件

3. 解雇について

◎地域における生活

page 15

1. 入居後のあいさつ

2. 町内会・自治会

3. ゴミの出し方

4. 生活騒音の注意

◎日本語習得と母語の保持

page 17

◎税制度

page 18

1. 所得税

2. 住民税

3. 消費税

4. その他(自動車税等)

◎交通ルール	page 18
--------	---------

◎銀行と郵便局	page 19
1. 銀行	
2. 郵便局	

◎その他の日常生活	page 20
1. トイレ	
2. 室内(靴は玄関で脱ぎましょう)	

◎困ったときの連絡先	page 20
1. 法律や制度などの分野別相談窓口(市区町村などの役所)	
2. 一般的な相談窓口(国際交流協会)	
3. その他の相談機関	

◎日常使う日本語	page 23
----------	---------

◎緊急日本語	page 23
--------	---------

—日本で生活を始めることを予定している皆様へ—

ようこそ日本へ。皆様の日本での生活が安全で快適なものとなることを願っています。
日本で生活を始めるに当たり正確な情報を学ぶことにより円滑な生活を送ることができます。
このページでは皆様が日本で生活を開始する上で最低限必要な情報を紹介します。

◎在留外国人の権利と義務

日本国憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しています。

また、日本国は、主要人権条約として、国際人権規約(社会権規約、自由権規約)、人種差別撤廃条約、児童の権利条約、女子差別撤廃条約などを締結しています。

なお、国籍を問わず、国税(所得税、消費税等)と地方税(住民税等)を納付する義務があります。

◎在留資格

あなたが日本に滞在するには在留資格が必要です。在留資格は27種類あり、それぞれ日本でできる活動と期間が定められています。

1. 在留資格の確認

あなたが、日本に入国し滞在する場合に、入国の目的によって在留資格と在留期間が決められます。パスポートに、在留資格の種類と在留期限の記載があるので、確認しておきましょう。許可された資格以外の活動を行うことはできません。詳しくは最寄りの地方入国管理官署にお問い合わせましょう。



- ① 2009年6月1日に
- ② 観光、商用、親族訪問など、短期間日本に滞在する目的で
- ③ 在留期間90日を許可され
- ④ 成田空港第2旅客ターミナルビルから上陸したことを意味しています。

出典: 法務省入国管理局「出入国管理のしおり」パンフレット

2. 在留カード

2012年7月9日に新しい在留管理制度が開始されたことに伴い、在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人(このような方を「中長期在留者」といい、「3月」以下の在留期間が決定された人、「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格の人、特別永住者の人等を除きます。)に対して、新規の入国や在留の許可時等において「在留カード」が交付されることになりました。日本国内において、16歳以上の外国人の方

(在留カード交付対象者)は、パスポートを携帯しているかどうかにかかわらず、在留カードを常時携帯していなければなりません。

また、日本で生まれた外国籍(日本国籍を持たない)の赤ちゃんも、出生した日から14日以内に市区町村の窓口へ出生届を提出し、住民登録を行うとともに、出生した日から60日を超えて日本に在留しようとする場合は、出生した日から30日以内に地方入国管理局において在留資格の取得のための申請をしなければなりません。

◎緊急・防災

1. 緊急時

救急、火事や交通事故、盗難などの犯罪にあった場合は、あわてずに落ち着いてSOSを発しましょう。

緊急電話は、次の4つの場合に応じてそれぞれ番号が決められています。いずれも24時間受付となっています。

●緊急ダイヤル



※あくまで、緊急用の番号です。相談や問い合わせのためにはダイヤルしないでください。救急車は無料となっていますが、マイカーやタクシーで運べるぐらいの軽い病気やけがの場合は、利用できません。

※固定電話、公衆電話、携帯電話、PHSのいずれからも119番、110番にかけられます。公衆電話からは、住所を伝えなくても発信地の住所が自動的に分かります。

●公衆電話からのかけ方

公衆電話の「緊急用通報ボタン」を押すと、硬貨やカードは不要です。受話器を上げて、赤い「緊急用通報ボタン」を押してから、「119」「110」をダイヤルします。

2. 自然災害時

日本は、地震の発生が多い国のひとつです。また、夏から秋にかけては、多くの台風がやってきます。こういった自然災害での被害を少なくするためには普段から防災対策をととのえ、いざというときは落ち着いて行動することが大切です。日頃から避難場所を確認しておくことも重要です。

(1) 地震

日本は世界でも有数の地震の多い国です。また、地震にともない津波が発生することがあります。地震の二次被害としてもっとも多いのが、火災です。火災を防ぐためには、すばやく火の始末をすることが大事です。大きな揺れがおさまったら、使用中のガス器具、ストーブなどをすばやく消火しましょう。ガス器具は元栓を締め、電気器具は電源プラグを抜きましょう。避難する場合は、ブレーカーを切ってから避難します。万が一出火したら、隣近所に声をかけ、協力しあって初期消火につとめましょう。

(2) 台風

台風は、7～10月ごろに発生し、豪雨や暴風が吹き荒れます。土砂崩れや洪水が起きることもあります。

◎住居

日本の住宅には、大きく分けて「民間の賃貸住宅」、「公的住宅」、「持ち家」の3種類があります。

「民間の賃貸住宅」と「公的住宅」では、家主の許可をもらわないで家族以外の人と一緒に住ませることはできません。来日後、一時的に友人等の家に住むことを考えている場合も、できるだけ早く、自分の家を見つける必要があります。

日本で住宅を借りるときには、「敷金」「礼金」「更新料」など、日本独自の制度があります。詳しくは不動産屋で確認してください。

1. 住宅を借りるときの言葉

(1) 不動産屋

貸家やアパートの紹介や家の売買、交換又は家の売買、賃借等の代理若しくは仲介を行う店。

(2) 家賃

住宅を借りる料金。毎月払います。月の途中から借りる場合は日割り計算で払います。

(3) 管理費・共益費

住んでいる人たちが共同で使う場所(階段や廊下など)や設備の管理、電気代、そうじ代などにかかるお金。家賃とは別に支払います。

(4) 敷金

借りる人が契約をするときに、家主(家の所有者)に預けるお金。家賃の1～3カ月分を預けます。借りた人が新しい家へ引っ越すとき、家賃を払っていなかったり、借りていた住宅を壊したり、汚したりしたときの修理のために使われます。残ったお金があれば返されます。

(5) 礼金

契約したときに、家主にお礼として支払うお金。ふつう、家賃の1～2カ月分で、返金されません。必要ない場合もあります。

(6) 仲介手数料

部屋を仲介してくれた不動産屋に支払う手数料。ふつう、家賃の半月から1カ月分を支払います。

(7) 損害保険料

契約するときに家財等の損害保険に加入する必要がある場合に支払います。

(8) 更新料

契約の更新のときに家主に支払うお金。必要ない場合もあります。

(9) 連帯保証人(保証会社, 保証制度)

家賃や住宅の修理費用を払えなくなったとき、責任を負うため、連帯保証人が必要です。一定以上の収入がある個人が一般的ですが、保証人代行会社等に頼むこともできます。また、自治体によっては保証制度を実施しているところもあります。役所や不動産屋に相談してください。

2. 民間の賃貸住宅

民間の賃貸住宅を借りるときには不動産屋へ行きます。その際、事前に希望条件を整理しておくのがポイントです。契約をするときには、多くの場合、家賃の5~6ヵ月分のお金が必要です。

(1) 探し方

入居を希望する地域の不動産屋へ行き、希望する家賃や広さ、駅からの距離などの希望条件を伝えて、物件を紹介してもらいます。

店頭には張りだされている物件情報だけをまず見てみることもできますし、雑誌やインターネットで希望する地域の家賃の相場や物件そのものを調べることもできます。また、留学生は大学の学生課などを利用する方法もあります。

(2) 借り方

貸家やアパートを借りるときには契約を結びます。これを賃貸契約といい、契約期間は一般的に2年間になります。

契約をする際には、次のような書類とお金が必要です。

契約するときに必要な書類	契約するときに必要なお金
1 在留カード 2 所得証明書 3 連帯保証人または誓約書 4 印鑑登録証明書など	1 今月の家賃と翌月の家賃 2 敷金 3 礼金 4 仲介料など これらを合計すると、家を借りるときには、家賃の5~6ヵ月分ぐらいのお金が必要です

(3) 借りときの注意点

(イ) 風呂

家に風呂がないときは、銭湯という有料の公衆浴場を利用できます。

(ロ) 改造や模様替え

家主の許可をもらわないで、改造や模様替え、家族以外の人と一緒に住ませるはいけません。もちろん、家の一部または全部をほかの人に貸してもいけません。



部屋に釘を打ったり、ペンキを塗ること



別の人に部屋を貸すこと

(4) 借りときのアドバイス

賃貸住宅を借りるにあたっていくつかの障害が発生することがあります。そのときのために、いくつかのアドバイスです。また、地域の国際交流協会が相談にのってくれることもあります。

- 日本語が話せない…日本語が話せる人と一緒に行きましょう。あいさつ程度でも日本語で話すと、相手の印象が全然違います。
- 保証人がいない…保証人代行会社に頼むこともできます。不動産屋に相談してください。自治体によっては保証制度を実施しています。市区町村の役所に相談してみましょう。
- 外国人に貸してくれない…知り合いの紹介やインターネットなどで積極的に外国人に貸してくれる不動産屋を見つけ、そこに問い合わせましょう。外国人への差別的扱いについては、後述の人権相談窓口が対応しています。

3. 公的住宅

公的住宅には地方公共団体と公共企業などが提供する住宅があります。地方公共団体が提供する公的住宅には、都道府県営住宅、市営住宅などがあり、公共企業が提供する住宅には、UR都市機構によるUR賃貸住宅(都市機構住宅)などがあります。いずれの公的住宅も住民登録済みであることや所得基準などについて、入居資格が細かく決められています。詳しくは、その公的住宅を管理する自治体(役所)やUR都市機構にお問い合わせください。

4. 電気・ガス・水道の申込み

家(部屋)が決まり、賃貸契約を結んだら、住むための準備をします。電気・ガス・水道が使えなくては生活できません。これらの使用申込みは入居前に済ませておきましょう。地域によって多少異なりますが、おおむね次のような手順をします。

	電気	ガス	水道
いつ?	入居後、鍵を受け取った後	入居後、鍵を受け取った後	入居後、鍵を受け取った後
どこへ連絡する?	地域の電力会社へ	地域のガス会社へ	市区町村の役所の水道課などへ
どうすればいい?	ブレーカーのつまみを上げると、電気がつきます。すぐにブレーカーについている「はがき」に名前、住所、使用開始日などを記入してポストに投函します。「はがき」がついていない場合は電力会社へ直接連絡をします。	ガス会社へ電話で連絡をして、使い始めたい日時に来てもらいます。当日、ガス会社の職員が来て開栓してくれます。	市区町村の役所の水道課などに連絡をして、使い始めたい日に来てもらいます。自分でバルブのメーターを回して開栓し、備え付けの「はがき」に氏名、住所、使用開始日などを記入してポストに投函することもあります。
備考		ただし、調理に必要なガステーブルはほとんどの賃貸住宅についていませんから、来てもらう日までにガステーブルを購入しておきましょう。	下見・契約のときに「入居時にすぐに使えるのか」不動産屋や大家さんに聞いてください。

5. 住民登録

2012年7月9日以降、日本に新規入国した中長期在留者は、日本国内に住所を定めた日から14日以内に、住所地の市区町村長に対して住民登録(転入の届出)をする必要があります。この転入の届出を行う際には、「在留カード」(在留カードが後日交付される方はパスポート)が必要となるほか、中長期在留者の世帯主が外国人である場合、外国人世帯主と世帯員との関係を証明する文書(外国政府が発行した婚姻証明書や出生証明書など)の原本及び日本語の訳文が必要となります。

6. 引っ越し

入居契約をするときに退去時の手続きの説明を受けるようにしましょう。退去するとき必要な手続きがされていなかったり、説明されていても理解できていないことなどが原因でトラブルが多く発生しています。

(1) 賃貸契約の解約通知

賃貸住宅に住んでいる人は、解約希望日の1~2カ月前に、家主に賃貸契約の解約を通知する必要があります。具体的な手続きは、賃貸契約書に記載されています。(書面での解約通知が必要な場合もあります。)

(2) 引っ越し前の手続き

電気・ガス・水道、電話、郵便、金融機関、小・中学校の転校(転出)の手続きをしましょう。また、市区町村に対して転出の届出をする必要があります(この際、市区町村から転出証明書が交付されます。)

(3) 引っ越した後に必要な各種届出など

市区町村に対して住民登録(転入の届出)をする必要があります。この際、転出証明書と在留カードを持参してください(市区町村に対して転入の届出を行うことにより、同時に国民健康保険などの届出があったとみなされます。)。また、印鑑登録(必要な人)、自動車運転免許証の住所変更、小・中学校の転校(転入)の手続きをしましょう(市区町村に対して転入の届出を行うことにより、同時に国民健康保険などの届出があったとみなされます。)。住民登録の際には在留カードが必要となります。

◎医療・保険・年金

1. 医療

日本においては、日本語以外では対応できない医療機関もあるほか、症状を正しく伝えるためにも、できる限り日本語の話せる方と一緒にいきましょう。各都道府県においては、医療機関の情報をホームページで公表しており、医療機関ごとに対応可能な言語を確認できますので、あらかじめ調べておきましょう。

日本の医療機関は、入院や検査の設備が整った病院と、普段から身近なお付き合いをする診療所に分かれます。

まず診療所で診察を受け、必要なら大きな病院で専門的な治療を受けることを勧めます。病気の時にあわてないように、近くにどんな医療機関があるか調べておきましょう。都道府県のホームページも参考にするとよいでしょう。

また、日頃より、市区町村の役所やエスニック・メディアなどで、インフルエンザの予防接種の情報などの医療関連情報を収集するようにするとよいでしょう。

普段のかかりつけ診療所

かぜやおなか痛いなど、軽い症状



診療所

紹介状

重い病気が見つかったとき
手術、入院が必要ななどのとき

いざというときの大きな病院

重い病気や症状、大けが



病院

(1) 医療機関を探す

市区町村が発行している広報紙や、インターネット、電話帳などから探せます。また、近隣の住民の方から聞くという方法もあります。

さらに、以下のような外国語対応の電話相談などもあります。

NPO法人AMDA国際医療情報センター		
言葉の通じる医療機関の紹介や医療福祉制度の案内を多言語で行っています。		
センター 東京 電話 03-5285-8088	対応言語	英語、タイ語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語…毎日 9:00~20:00 ポルトガル語…月曜日、水曜日、金曜日 9:00~17:00 タガログ語…水曜日 13:00~17:00 ベトナム語…木曜日 13:00~17:00
センター 関西 電話 06-4395-0555	対応言語	英語、スペイン語…月曜日~金曜日 09:00~17:00 中国語…火曜日 10:00~13:00, 水曜日 13:00~16:00 ポルトガル語…月曜日 10:30~14:30

東京都医療機関案内サービス「ひまわり」		
外国語で診療できる医療機関や日本の医療制度について多言語で対応しています。		
電話 03-5272-0303	対応言語	英語、中国語、韓国・朝鮮語、タイ語、スペイン語
また、 http://www.himawari.metro.tokyo.jp/qq/qq13to16sr.asp からは外国語に対応している医療機関を検索できます。		

(2) 診察を受けるには

宗教上の理由により、日常生活や治療について制限があるときや、アレルギー体質などのときには、前もって受付や看護師などに伝えてください。

病院へは健康保険証を持って行きます。そうすると、医療を一定の割合の自己負担で受けることができます。健康保険証を持って行かなかった場合、あるいは医療保険に加入していない場合は、医療費は全額自己負担となり、かなり高額になります。

そのほか、「在留カード」やパスポートなどの身分を証明する書類も持って行くといでしょう。また、すでに服用している薬があれば、それも持参します。

2. 保険

日本に住んでいる人はだれでも、何らかの公的医療保険に加入しなければなりません。日本の公的医療保険には大きく分けて会社や事業所などに勤める人が加入する「健康保険」と、自営業者や無職の方などを対象とする「国民健康保険」の2つがあります。

公的医療保険に加入していると、基本的に全国一律に決められた医療費の30%を支払うだけですみます。ところが、公的医療保険に加入していないと、医療費はすべて自己負担となるため、支払いはかなり高額になります。

(1) 保険対象外の治療

公的医療保険に加入していると、医療費の自己負担は基本的にかかった医療費の30%ですみますが、次の場合は保険が適用されません。

(保険対象外の治療)

- ・正常な妊娠, 出産
- ・病気以外の理由による妊娠中絶
- ・健康診査, 人間ドック(費用の一部を補助する市区町村もあります)
- ・予防接種
- ・美容整形, 歯列矯正
- ・通勤途上や仕事上のけがや事故(労災保険の対象となります)
- ・個室に入院した場合などの差額ベッド代
- ・保険診療の対象となっていない検査, 手術, 治療, 薬など

(2) 公的医療保険

(イ) 健康保険

健康保険の加入手続は勤務している会社や事業所で行います。勤務先に問い合わせましょう。加入すると、「保険証」が交付されます。保険証は保険に加入していることを証明するものですから、大切に扱います。

保険料は給料からあらかじめ徴収されます。その額は給料などによって決まり、雇い主側と加入者で半分ずつを払います。

(ロ) 国民健康保険

外国人で、住民登録を行い、職場の健康保険に加入していない方は国民健康保険に加入しなければなりません。なお、入国当初の在留期間が3月以下であっても、その後、3月を超えて滞在すると認められる方は国民健康保険に加入する必要がありますので注意してください(在留資格が「短期滞在」の人は除く)。

市区町村の役所において住民登録(転入の届出)を行うことにより、同時に国民健康保険などの届出があったとみなされます。国民健康保険は一度加入すると、自動的に脱退になりません。職場の健康保険に加入したとき、保険証をなくしたり、汚したときや、子どもが生まれた、被保険者が死亡したときなどは14日以内に役所の国民健康保険の担当係に届け出をしてください。

また、住所が変わったときも届け出が必要です。転出する場合は、保険証を今まで住んでいた役所に持参して転出日を申し出、引っ越したら14日以内に新しい住所の役所へ転入の届け出をします。

日本(にほん)を出国(しゅつこく)（一時的(いちじき)な出国(しゅつこく)は除(ぞ)く。）するとき(とき)はあらかじめ、市区町村(しやくまちむら)の役所(やくしょ)に保険証(ほけんしょう)と印鑑(いんかん)（お持ち(も)ちの方(かた)のみ）を、在留カード(ざいりゅうかーど)、航空券(こうくうけん)など(な)を持って(も)って届け出(とど)けます。

保険料(ほけんりょう)は自分(じぶん)で納め(お)めます。役所(やくしょ)から送(や)られてくる「納付書(なつしよ)」を金融機関(きんゆうきかん)、役所(やくしょ)に持参(も)ち参(ま)りて納め(お)める方法(か)と、金融機関(きんゆうきかん)の「口座振替(こうざふりかえり)」を利用(りよう)する方(か)があります。徴収員(ちようしゆいん)が集金(しゆきん)にくる場合(ばい)もあります。

保険料(ほけんりょう)の金額(きんがく)は市区町村(しやくまちむら)によって異(こと)なり、所得(しよとく)や世帯(せたい)の人数(にんずう)など(な)によって毎年(まいとし)決め(き)められます。ただし、入国(にゅうこく)1年(ねん)目は前年(ぜんねん)に日本(にほん)での所得(しよとく)がないため(ため)、最低限(さいていげん)の保険料(ほけんりょう)が課(か)せられ、2年(ねん)目(め)から所得(しよとく)など(な)に依(よ)じて変(へん)動(どう)します。また、40歳(さい)以上(いじょう)65歳(さい)未(み)満(まん)の方(かた)は介護保険分(かいごほけんぶん)を加算(かさん)した金額(きんがく)になります。

3. 年金(ねんきん)

公的年金(こうてきねんきん)は、老齡(らうれい)、障害(しょうがい)、遺族(いぞく)にな(な)ったとき(とき)に年金(ねんきん)の支給(しきゆう)を受(う)けるための社会保険制度(しゃかいほけんせいど)で、老後(らうご)や障害(しょうがい)、死亡(しぼう)とい(い)った方(か)の一(いち)の場合(ばい)に、保障(ほしょう)が受(う)けられます。

(1) 国民年金(こくみんねんきん)への加入(か)い入(にゅう)

日本国内(にほんこくない)に居住(きよじゆう)する20歳(さい)以上(いじょう)60歳(さい)未(み)満(まん)の方(かた)は、外国人(がいこくじん)の方(かた)を含(ふ)め、国民年金(こくみんねんきん)に加入(か)い入(にゅう)することにな(な)っていま(いま)すが、勤務先(きんむさき)で厚生年金保険(こうせいねんきんほけん)に加入(か)い入(にゅう)している場合(ばい)は、同時(どうじ)に国民年金(こくみんねんきん)に加入(か)い入(にゅう)することになります。

(イ) 加入手続(か)いにゅうてつづき

国民年金(こくみんねんきん)に加入(か)い入(にゅう)するには、印鑑(いんかん)（本人(ほんにん)が届出書(とどけ)で自(みづか)ら署名(しよめい)する場合(ばい)は不要(ふよう)）を持参(も)ち参(ま)り、市区町村(しやくまちむら)の役所(やくしょ)の年金窓口(ねんきんまどぐち)へ届出(とど)け出(で)します。厚生年金保険(こうせいねんきんほけん)に加入(か)い入(にゅう)する場合(ばい)は、厚生年金保険(こうせいねんきんほけん)に加入(か)い入(にゅう)したとき(とき)に自動的(じどうてき)におこな(おこな)われるため(ため)、自分(じぶん)自身(みづか)で直接(ちよくせつ)国民年金(こくみんねんきん)への加入手続(か)いにゅうてつづきをおこな(おこな)う必要(ひつよう)はありませ(あ)せん。

(ロ) 保険料(ほけんりょう)の支(し)払(はら)い

所得(しよとく)に関係(かんけい)なく一律(いちりつ)に月額(げつがく)14,980円(えん)（平成24年度(へいせい24ねんど)）です。日本年金機構(にほんねんきんきこう)から1年(ねん)分の納付書(なつしよ)が毎年(まいとし)4月(がつ)に届(とど)きます。この納付書(なつしよ)を持って(も)って郵便局(ゆうびんきょく)や銀行(ぎんこう)の窓口(まどぐち)、コンビニエンスストア(コンビニエンスストア)など(な)で納め(お)めるか、口座振替(こうざふりかえり)でも納付(なつ)できます。

所得(しよとく)（収入(しゆにゆう)）が少(すく)ないなど(な)、保険料(ほけんりょう)を納付(なつ)することが困(こ)難(なん)なとき(とき)は、申請(しんせい)により保険料(ほけんりょう)の全額(ぜんがく)または一部(いちぶ)が免(めん)除(じよ)される場合(ばい)があります。また、学生(がくせい)は、保険料(ほけんりょう)の支(し)払(はら)いが猶(ゆう)予(よ)される「学生納付特例制度(がくせいのうふとくれいせいど)」を利用(りよう)できますが、一部(いちぶ)各種(かくしゆ)学校(がくしゆ)は対(たい)象(しょう)となりませ(あ)せん。免除等(めんじよとう)（法定免除(ほうていめんじよ)を除(ぞ)く）は、原則(げんそく)、毎年(まいとし)手続(てつづき)をおこな(おこな)う必要(ひつよう)があります。詳細(しゆさい)は年金担当窓口(ねんきんたんとうまどぐち)までご確(かく)認(にん)ください。

(2) 厚生年金保険(こうせいねんきんほけん)への加入(か)い入(にゅう)

(イ) 加入対象者(か)いにゅうたいしやうしや

健康保険(けんこうほけん)と同(どう)様に、5人(にん)以上(いじょう)の従業員(じゆぎやういん)を抱(かか)える事業所(じぎやうしよ)が従業員(じゆぎやういん)の人数(にんずう)にかかわら(か)ず法人(ほうじん)に常時雇用(じやうじこ)される限(かぎ)り、外国人(がいこくじん)の方(かた)にも厚生年金保険(こうせいねんきんほけん)が適用(てきやう)され、これ(これ)に加入(か)い入(にゅう)しなければな(な)りませ(あ)せん。また、パート従業員(かき)員(いん)である場合(ばい)も、その会社(かいしや)で働(はたら)く通常(つうじよう)の社員(しやいん)の勤務時間(きんむじかん)および勤務日数(きんむにっすう)のおおむね(おおむね)4分(ぶん)の3以上(さんいじょう)である場合(ばい)には、加入(か)い入(にゅう)が義務(ぎむ)付け(つけ)られています。

(ロ) 加入手続(か)いにゅうてつづき

加入手続(か)いにゅうてつづきは、勤務先(きんむさき)で行(か)います。勤務先(きんむさき)または年金事務所(ねんきんじむしょ)に問(と)い合(あ)わせま(ま)しょう。

(ハ) 保険料(ほけんりょう)の支(し)払(はら)い

保険料(ほけんりょう)は、勤務先(きんむさき)と労働者(らうどうしや)とで50%ず(ず)つ負担(ふたん)しますが、その額(がく)は労働者(らうどうしや)の月給(げつきゆう)やボーナス(ぼなす)の額(がく)によって異(こと)なります。また、保険料(ほけんりょう)の支(し)払(はら)いは勤務先(きんむさき)を通(とお)じて行(か)います。詳(しゆ)しくは勤務先(きんむさき)または年金事務所(ねんきんじむしょ)へ問(と)い合(あ)わせてくだ(くだ)さい。

◎教育

日本の教育制度は基本的に、幼稚園3年、小学校6年、中学校3年、高等学校(高校)3年、大学4年(短期大学は2年)となります。義務教育は、満6歳から満15歳までの9年間、小学校や中学校などで行われています。

義務教育の就学年齢にある外国人の子どもについては、国際人権規約における規定等を踏まえ、公立の小学校、中学校などへの就学を希望する場合には、無償での受入を行うとともに、学校においては日本語指導や適応指導などの必要な配慮を行うなどして、外国人の子どもへの教育を受ける権利を保障しています。すなわち、日本人と同様、授業料の負担なく地域の小学校や中学校などへの入学や編入ができます。子どもの将来のことを考え、積極的に入学や編入を行いましょう。そのために居住地の市区町村の役所と相談してみましょう。外国人の多い学校では、日本語教育担当の教員や支援員もいます。

また、小学校に入学する前の子どもたちのために幼稚園があります。さらに、中学校や高校の卒業後の進路の一つとして、職業に必要な技術や知識を教える専修学校があります。障害者のために養護教育を行う学校もあります。

日本のほとんどの子どもたちは、中学校を卒業した後、高校に進学します。高校と大学は原則として希望者が入学試験を受けて入学します。

中学校を卒業しないと高校にいけません。様々な理由で、中学校を卒業できなかった人の場合、就学年齢を超えていても、市区町村の教育委員会より入学許可を受けることで中学校の相当学年に編入入学することができます。また、中学校を卒業できなかった人に、高校への入学機会を提供するための認定試験制度があります。

なお、地域によっては外国籍の子どもを対象とした外国人学校も開設されています。

◎雇用

日本では、合法的に在留し、就労できる在留資格を有する外国人に対しては、公共職業安定所(ハローワーク)が雇用管理の改善や失業した場合の再就職の支援を行っています。また、外国人に対しても、要件を満たせば、日本人と同様、雇用保険が適用されます。

仕事を探する場合や雇用保険の手続きをする場合には、まずは公共職業安定所にご相談ください。

●通訳を配置している全国の公共職業安定所一覧

(一覧(英語)) <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/dl/120418.pdf>

(ポルトガル語HP) <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin14/>

(スペイン語HP) <http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/naitei/spanish.html>

◎労働契約

就労に際し、労働条件について、自分で確認することが大切です。

日本国内で就労する外国人にも、労働基準法、労働契約法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等労働基準関係法令が適用されます。

労働契約を締結する際に賃金や労働時間等の労働条件が明示されない、賃金や時間外労働割増賃金が支払われない、突然解雇され解雇予告手当が支払われないなど、労働条件に関する相談は、労働基準監督署へ相談することができます。また、主要な労働局又は労働基準監督署には、外国語による労働条件に関する相談を受け付けている「外国人労働者相談コーナー」があります。

1. 労働契約とは

労働契約とは、働くときにあなたと使用者が交わす契約のことです。労働契約を結ぶときに、使用者は、賃金(給料)、労働時間などの労働条件を明記した書面を交付することになっています。

たとえば、給料の金額を書面ではなく口約束で決めたため、約束どおりの賃金が支払われずにトラブルになってしまうことがあります。労働条件は必ず書面で通知してもらいましょう。

契約書が日本語で書かれている場合は、母国語に翻訳してもらうなどして、必ず内容を確認してください。

2. 使用者が書面で通知しなければならない労働条件

使用者が書面で通知しなければいけない労働条件は下記のとおりです。

- ・労働契約の期間
- ・仕事をする場所、仕事の内容
- ・始業時刻と終業時刻、決められた労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇など
- ・給料の決定、計算、支払いの方法、締め切りと支払いの時期
- ・退職に関すること

会社に、労働条件や服務規定を定めた「就業規則(会社のきまり)」がある場合は、その内容を確認することが必要です。

3. 解雇について

一定の場合には、解雇が法律で禁止されています。たとえば、業務上負傷し、または疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後30日間の解雇や、産前産後休業期間及びその後30日間の解雇は禁止されています。

また、期間の定めのない労働契約の場合の解雇については、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当と認められない解雇は、権利を濫用したものとされ無効となります。期間の定めのある労働契約の場合の解雇については、やむを得ない事由がある場合でなければ、契約期間中に労働者を解雇することができません。

さらに、解雇の際には、使用者は、原則として30日以上前に予告をするか、平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払う必要があるとされています。

◎地域における生活

1. 入居後のあいさつ

日本では、引っ越ししてきた人が隣人にあいさつに行くのが一般的です。近所の人と顔見知りになることは大切ですし、地域のいろいろな情報も教えてもらえるかもしれません。自分の名前やどんなことをしているかなど、簡単な自己紹介をしましょう。

2. 町内会・自治会

日本では一般的にどこの市区町村でも「町内会」や「自治会」と呼ばれる住民組織があります。町内会、自治会では回覧板（役所や保健所などからののお知らせを隣の家に回す連絡板）を回したり、防犯活動や防災訓練、お祭りなど住民同士の交流活動をしています。活動は住民の会費で運営されており、外国籍の方でも住民であれば加入できます。加入すれば、地域の情報を得ることもできます。近所の人に聞いてみてはいかがでしょうか。

3. ゴミの出し方

ゴミの出し方は地域（市区町村）によって異なり、しかも、ゴミは種類ごとに、出す曜日と時間、場所などが決まっています。また、粗大ゴミや処理がむずかしい物の中には有料であったり、収集してくれないものもあります。あらかじめ、不動産屋や近所の人、市区町村の役所に次のことを確認しておきましょう。自治体によっては多言語のゴミ出しのマニュアルが準備されているところもあります。ゴミの減量、リサイクルと再利用に協力することは日本ではとても大事なことです。

【確認すべきこと】

燃えるゴミと燃えないゴミの区別

資源ゴミ（瓶、缶、ペットボトル、新聞など）の区別

ゴミを出す場所

ゴミの種類ごとの出す曜日と時間

粗大ゴミ（大きなゴミ）の出し方

ゴミ袋は指定のものがあるのか など

【分別の例】



燃えるゴミ

台所などから出る生ゴミ、紙類、木くず、衣類（地域によっては資源ゴミ扱いのところもあります）



燃えないゴミ

金属類、ガラス類、陶器、小型家電製品、プラスチック、ゴム製品など



資源ゴミ

缶、瓶、ペットボトル、紙パック、新聞紙などをリサイクル資源として別途収集している地域もあります。



粗大ゴミ

家庭で不用となったゴミで、大きさがおおむね30cm角を超える家具、寝具、電化製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機を除く）、自転車など

※ゴミの分別

地域によって「可燃ゴミ・不燃ゴミ」、「燃えるゴミ・燃えないゴミ」、「燃やせるゴミ・燃やせないゴミ」と、いろいろな表現が使われます。

※燃やすと有毒ガスが発生したり、焼却炉が壊れるくらい的高温になる物が一般的には「不燃ゴミ」と考えられていました。しかし最近では、ゴミの分別について、それぞれの地域で異なってきていますので注意しましょう。

※実際に燃えるゴミでも、ゴミの処理方法や地域のルール上、「燃えないゴミ」に分別しなければならないところもあります。

※ゴミについては、物理的に燃えるのか燃えないのかというより、それぞれの地域のルールとして燃やせるのか燃やせないのか、資源ゴミなのかという観点で分けられています。

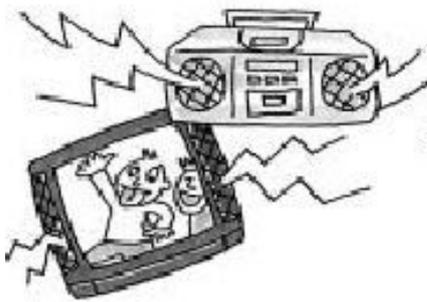
● 不法投棄

不適切に出されたゴミは、回収されません。決められた場所以外のところへ勝手にゴミを置いてくる「不法投棄」は、法律により厳しく罰せられます。近隣住民に迷惑をかけるうえ、環境にも悪い影響を及ぼすので、不法投棄は絶対に行わないでください。

4. 生活騒音の注意

生活騒音は近隣住民とのトラブルの原因になります。夜間から早朝にかけてはもちろん、日常的に大きな音を出さないように注意しましょう。テレビやCDラジカセの音、楽器の音、大きな話し声、掃除機や洗濯機の音、シャワーや排水の音、ドアの開け閉めの音などは騒音になることがあります。周囲への配慮を忘れずに、生活騒音にはくれぐれも気をつけてください。少なくとも夜9時をすぎたら、気をつけるようにしましょう。

● 騒音になるかもしれません



テレビ、ラジオ、スピーカーからの音



掃除機や洗濯機の音



パーティーでの大声や大音量の音楽



ドアを強く開け閉めした際の音

◎ 日本語習得と母語の保持

日本で生活する上で、日本語は極めて重要です。

日本語を習うところとしては、日本語教育機関である「日本語学校」とそれ以外に大きく分かれます。日本語学校は授業料が必要ですが、それ以外の日本語教室や講座は無料、または比較的安い費用で参加できます。また、市区町村や国際交流協会、民間団体、ボランティア団体が行っている日本語教室や講座は無料または低料金で提供されており、誰でも参加することができます。子どものための日本語教室、子どもと両親のための日本語教室、大人のための日本語教室などさまざまなコースが、地域のコミュニティセンターや市民会館、空き教室などで開かれています。詳しくは国際交流協会や都道府県または市区町村の役

所へ問い合わせてください。一方、子どもの母語の保持については、**同国人のネットワーク**や**外国人学校**に問い合わせしてみましょう。母語の新聞、雑誌などで、日本に関する情報を集めることもできるでしょう。

◎税制度

日本に住んでいる人は、**外国籍の人**であっても**一定の所得(収入)**があれば、**日本人と同じように税金を納入する義務**があります。

日本の税金は大きく分けて**国に納める国税**と、**都道府県・市区町村に納める地方税**があります。国税の代表的なものは**所得税**で、地方税の代表的なものは**住民税**や**自動車税**などです。理由なく税金を納入しないと、**行政サービスを受けることができない場合**もありますので、**注意**してください。

詳しくは、**国税**については**最寄りの税務署**へ、**地方税**については**都道府県・市区町村**にお問い合わせください。

1. 所得税

所得税は、その年の**1月1日**から**12月31日**まで、**あなたが得たすべての所得**に応じて**算定された税金**で**国に納入**するものです。

2. 住民税

住民税は、あなたの**前年の所得**に応じて**算定された税金**を、**1月1日**現在住んでいる**都道府県**や**市区町村**に**納入する税金**のことで、あなたが住んでいる**地域の住民**として暮らすための**会費**のようなものです。

3. 消費税

消費税は、**スーパー**での**買い物**をはじめ、あらゆる**商品**や**サービス**に**対してかかる税金**です。**税率**は**5%**(平成22年1月現在)です。日本の**表示価格(値段)**は**税込み価格**で、**商品**や**サービス**に**消費税**が含まれています。

ただし**次のような取引**は**非課税**となっています。

- ・**住宅の賃貸料**
- ・**行政手数料**
- ・**介護保険サービス、社会福祉事業**など
- ・**一定の学校の授業料、入学金、入学検定料、施設設備費**など

4. その他(自動車税等)

自動車税は**4月1日**現在、**自動車**を**所有している人**に**課せられる税金**です。

その他の**税金**として、**自動車**を取得したときに**課せられる自動車取得税**や、**土地**や**家**を**所有している人**に**課せられる固定資産税**などがあります。

◎交通ルール

日本の**交通ルール**では、「**車は左側通行**、**人は右側通行**」です。

道路を歩くとき、**歩道**があるときは**歩道の上**を、**歩道**がないときは**必ず道路の右端**を歩いてください。

自転車の場合は**左側通行**になります。**車の邪魔**にならないよう**左側端**の方を走るようにしましょう。

また、日本では交通信号がよく守られています。赤信号のとき、どんなに左右から車が来なくても車は発進せず、緑の信号に変わるまで待っています。逆に緑の信号の場合は、ブレーキを踏まずに車は走って来ます。進行方向の信号が赤信号のときに横断歩道を渡ったり、道路を横断したりすることはやめましょう。

歩行者は、みだりに道路を横断せず、必ず横断歩道の上を渡る習慣を身に付けてください。また、自転車で交差点を右折するときは、歩行者と一緒に横断歩道を渡ることになります。この交通ルールは、日本という外国で事故に遭わないためにも、必ず守る習慣を身に付けてください。

◎銀行と郵便局

1. 銀行

日本人は手元にある余分なお金は常に銀行や郵便局に預け、必要な都度必要な金額を払い戻して使うようにしています。自宅の机の中に保管したり、大金を持ち歩くことはあまりしません。銀行に預けると安全であり、また、利息が付きまでするので得でもあります。

銀行に個人の預金口座を設けるときは、現金と外国人登録証明書を持っていき、本人の住所、氏名、登録サインを備え付けの用紙に書き込むだけで済みます。預金口座ができると、預金通帳を作ってくれます。この通帳には、お金の出し入れの記録がされますので、自分のお金を明確に管理できます。

また、銀行に自分の預金口座を開設するときに、同時に「キャッシュカード」を作成すると便利です。キャッシュカードを作成する場合には、4桁の暗証番号を銀行に登録する必要があります。

このカードがあると、同じ銀行であれば預金の引き出し、預け入れもできます。引き出しは全国どここの銀行でもできます。また、繁華街などにATM機（現金自動預け入れ払い機）のコーナーがあり、そこでも必要額を即座に引き出すことができます。ただし、暗証番号は絶対に他人に教えてはいけません。カードは便利ですが、大変危険でもあります。暗証番号が知られると、他人でも自由にお金を引き出すことができます。カードを紛失した場合には、すぐに口座を持つ銀行に連絡する必要があります。

2. 郵便局

日本の郵便局と郵便ポストは「〒」のマークが目印です。郵便局は、小包・印刷物・速達便・電子郵便などの郵便業務だけでなく、貯金業務、保険業務も行っています。このため、銀行と同じように口座を開き、お金を預けることができるのと同時に、国内外への送金、振込み、公共料金の支払いもできます。また、銀行と同様、公共料金や税金などの自動口座振り替えが可能で、手続も銀行と同様です。

郵便業務は平日の9:00～17:00（土日や深夜も窓口業務を行う局もあります）となっており、貯金、保険業務は平日の9:00～16:00までとなっています。

- ・郵便局のホームページ <http://www.post.japanpost.jp/index.html>（日本語のページ）
- <http://www.post.japanpost.jp/english/index.html>（英語のページ）

なお、引っ越したときに郵便局に転居届を提出すると、1年間は旧住所あての郵便物が新住所に送付されます。

◎その他の日常生活

1. トイレ

日本のトイレには、おもに2種類あります。ひとつは、床と同じ高さ便器がある「和式」で、目隠しの覆いがある方を向いてしゃがんで使います。もうひとつは腰かけ型の「洋式」です。公共の建物のほとんどで、これら2種類のトイレを備えています。

トイレでは、専用のスリッパを置いてありますので、スリッパに履き替えて利用し、トイレを出るときは忘れずに脱ぎましょう。公共の建物の中には、たまにトイレトーパーのないトイレもありますので、特に女性はいつでも携帯ティッシュペーパーを持ち歩くとよいでしょう。

2. 室内(靴は玄関で脱ぎましょう)

日本の一般家庭では、家の中に入るときは、玄関で靴を脱ぎます。家の中ではスリッパなどの室内履きを履く人もいますが、畳の部屋では何も履きません。学校や病院など大勢の人が利用する施設では、靴のままで利用できたり、靴からスリッパなどに履き替えたりするシステムになっているところもあります。

◎困ったときの連絡先

日本で生活する上で、不安なときや何か問題が起こったときは、一人で悩まずに早めに、知り合いの日本人や日本語ができる友人、もしくはあなたが住む地域の各種相談機関などに相談しましょう。

1. 法律や制度などの分野別相談窓口(市区町村などの役所)

法律や制度に関する相談は、各市区町村などの役所に設けられている担当窓口へ行ってください。日本語がよくわからない人は、日本語ができる人に一緒に行ってもらうようにしましょう。地域によっては、窓口で通訳サービスを行っているところもあります。通訳サービスは曜日や時間が限られている場合が多いので、事前に確認しておきましょう。

2. 一般的な相談窓口(国際交流協会)

個別の制度や法律に関する相談でない場合や言語別の相談窓口がお近くにない場合などにおいて、日常生活全般について不安や悩みごとがある場合は、とりあえず各地域の国際交流協会に気軽に相談しましょう。

3. その他の相談機関

犯罪や防犯に関する相談については、お近くの交番や警察署の総合相談電話で対応しています。また、外国人に対する支援を行っている各NPOやNGOでも、無料で相談できるところがあります。さらに、法的なトラブルが生じた場合の相談機関として「法テラス」(独立行政法人日本司法支援センター)や各地域の弁護士会があります。各地域の国際交流協会でも聞いてみましょう。

●その他の相談機関

	名称	TEL・対応言語	相談時間	概要
ぼうはん 犯罪・ はんざい 犯罪	けいし ちやうがいこくじんこま そう 警視庁外国人困りごと相 談センター	03-3503-8484 英語, 中国語, 韓国・朝鮮語, タイ語, タガログ語など	8:30~17:15 (土日祝を除 く)	はんざい 犯罪にからむ相談全般
	けいさつ そうごう そうだんでん わ ばんごう 警察総合相談電話番号	#9110 (シャープきゆういちいちまる)		はんざい 犯罪にからむ相談全般
じよせい 女性・ じんけん 人権	じよせい じんけん 女性の人権ホットライン (法務局・地方法務局)	0570-070-810 (ナビダイヤル)		
こ 子どもの じんけん 人権	こ じんけん ばん 子どもの人権110番 (法務局・地方法務局)	0120-007-110 (フリーダイヤル)	へいじつ 平日 8:30~17:15	
ほうてき 法的ト ラブル	ほう 法テラス (日本司法支援センター)	おなやみなし に ほんご えいご 0570- 078374 (日本語・英語) ※PHS・IP電話からは, 03-6745-5600 にお電話くださ い。 URL: http://www.houterasu.or.jp メール: kouhou@houterasu.or.jp	へいじつ 平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00 日曜祝祭日・ 年末年始 休業	ほうてき 法的なトラブルの相談内 容に応じて, 最も適切な 機関・団体などの情報を 無料で提供

● じんけんそうだんまどぐち
● 人権相談窓口

きよくめい 局名	そうだんばしよ 相談場所	にちじ 日時	つうやくげんご 通訳言語
とうきょう 東京	とうきょうほうむきよくないじんけんそうだんしつ 東京法務局内人権相談室 ちよだくくだんみなみくだんだいごうどうちようしゃかい 千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎12階 03(5213)1372	まいしゅうげつ 毎週 月 13:30 ~ 16:00	ちゅうごくご 中国語
		まいしゅうかもく 毎週 火・木 13:30 ~ 16:00	えいごドイツご 英語・ドイツ語
おおさか 大阪	おおさかほうむきよくないじんけんそうだんしつ 大阪法務局内人権相談室 おおさかしちゅうおうくたにまち 大阪府中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎 06(6942)9496	まいつきだいだいすい 毎月 第1, 第3水 13:00 ~ 16:00	えいご 英語
		まいしゅうすい 毎週 水 13:00 ~ 16:00	ちゅうごくご 中国語
こうべ 神戸	こうべちほうほうむきよくないじんけんそうだんしつ 神戸地方法務局内人権相談室 こうべしちゅうおうくはとばちよう 神戸市中央区波止場町1-1 078(393)0600	まいつきだいすい 毎月 第2水 13:00 ~ 17:00	えいご 英語
		まいつきだいすい 毎月 第4水 13:00 ~ 17:00	ちゅうごくご 中国語
なごや 名古屋	なごやほうむきよくないじんけんそうだんしつ 名古屋法務局内人権相談室 なごやしなかくさんまる 名古屋市中区三の丸2-2-1 052(952)8111(代)	まいつきだい 毎月 第2火 13:00 ~ 16:00	えいご 英語 ポルトガルご ポルトガル語
ひろしま 広島	ひろしまこくさい ひろしま国際センター ひろしましなかくなかもち 広島市中区中町8-18 ひろしま 広島クリスタルプラザ 6階 082(541)3777	まいつきだいきん 毎月 第2金 13:30 ~ 16:00	えいご 英語 ポルトガルご スペインご タガログご ポルトガル語 スペイン語 タガログ語
ふくおか 福岡	ふくおかかい アクロス福岡3階こくさいひろば ふくおかしちゅうおうくてんじん 福岡市中央区天神1-1-1 092(725)9201	まいつきだいど 毎月 第2土 13:00 ~ 16:00	えいご 英語
たかまつ 高松	かがわかがわこくさいこうりゅうかいかん アイパル香川(香川国際交流会館) こくさいこうりゅう 国際交流フロア たかまつしばんちよう 高松市番町1-11-63 087(837)5908	まいつきだいきん 毎月 第3金 13:00 ~ 15:00 (予約制)	えいご 中国ご 中国語 ハンゲル スペインご ドイツご 英語 中国語 ハンゲル スペイン語 ドイツ語
まつやま 松山	えひめけんこくさいこうりゅう 愛媛県国際交流センター まつやましどうごいちまん 松山市道後一万1-1 089(917)5678	まいつきだいもく 毎月 第4木 13:30 ~ 15:30	えいご 英語

◎^{にちじょうつか}日常使う^{にほんご}日本語

- ありがとう (ARIGATOU) THANK YOU
- おはよう (OHAYOU) GOOD MORNING
- こんにちは (KON-NICHIWA) HI/HELLO
- すみません (SUMIMASEN) EXCUSE ME
- ごめんなさい (GOMEN-NASA) SORRY
- ^{わたし}私 (WATASHI) I
- ^{おとと}夫 (OTTO) HUSBAND
- ^{つま}妻 (TSUMA) WIFE
- ^こ子ども (KODOMO) CHILD
- ^{がっこう}学校 (GAKKOU) SCHOOL

◎^{きんきゅう}緊急^{にほんご}日本語

- ^{たす}助けて (TASUKETE) HELP!
- ^{どろぼう}泥棒 (DOROBOU) THIEF/ROBBER
- ^{けいさつ}警察 (KEISATSU) POLICE
- ^{かじ}火事 (KAJI) FIRE
- ^{きゅうきゅうしゃ}救急車 (KYUUKYUUSHA) AMBULANCE
- ^{びょういん}病院 (BYOUIN) HOSPITAL
- ^{いそ}急いで (ISOIDE) HURRY UP
- ^や止めて (YAMETE) STOP IT
- ^で出て行って (DETEITTE) GET OUT OF HERE
- ^{いた}痛い (ITAI) PAIN/HURT/SORE
- ^{ぼうりょく}暴力 (BOURYOKU) VIOLENCE
- ^{びょうき}病气 (BYOUKI) ILLNESS
- ^{じこ}事故 (JIKO) ACCIDENT
- ^{けが}怪我 (KEGA) INJURY
- 地震 (JISHIN) EARTHQUAKE
本震 (HONSHIN) MAIN SHOCK, 余震 (YOSHIN) AFTERSHOCK
- 高台 (TAKADAI) HIGH GROUND
- 避難 (HINAN) EVACUATION
- ^{にほんごはな}日本語話せません (NIHONGO HANASEMASEN) I CANNOT SPEAK JAPANESE.

しゅってん ^{さんこう} 出典 (参考):

- ・(財)自治体国際化協会 (CLAIR)「^{たげんごせいかつじょうほう}多言語生活情報」(◎^{ざいりゅうがいこくじん}在留外国人の権利と義務, ◎^{きょういく}教育の一部, ◎^{いん}雇用, ◎^{ろうどうけいやく}労働契約の一部, ◎^{にほんごしゅうとく}日本語習得と母語の保持, ◎^{こうつう}交通ルール, ◎^{ぎんこう}銀行と郵便局の一部, ◎^{じんけんそう}人権相談窓口, ◎^{きんきゅう}緊急日本語の項を除く)
- ・(財)国際研修協力機構 (JITCO)「^{にほん}日本の生活案内」(◎^{こうつう}交通ルール, ◎^{ぎんこう}銀行と郵便局の一部)